主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人後藤久馬一の上告理由について。

原審の事実認定は挙示の証拠によつて肯認し得るところである。しかして強制執行受諾条項づきの公正証書作成嘱託について、民法一〇九条の適用がないとした原審の判断は正当であり、原判決には何等所論の違法はない。それ故、論旨は採用し得ない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	=	郎
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	鴎	健 —	・郎